



兵庫労働局発表
令和3年4月28日

報道関係者 各位



[照 会 先]
兵庫労働局労働基準部
安 全 課
課 長 森永 芳彰
課長補佐 濱田 一郎
TEL. 078-367-9152
FAX. 078-367-9166

一人作業での墜落・転落災害が多発!!

『STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン』を実施中です!

自主的な安全活動につながる“動機づけ支援”として展開!

実施期間 令和3年4月1日～令和3年12月31日

兵庫労働局（局長 あらき しょういち 荒木 祥一）は、令和2年の労働災害による死亡者数34人のうち、4割近くを占める12人が、「墜落・転落」災害であったことから、令和3年は「墜落・転落」災害の根絶に向けた取組として、4月1日から労働災害防止団体と連携し、「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンは、令和2年において発生した「墜落・転落」災害による死亡災害を分析した結果に基づくものであり、「墜落・転落」災害による被災者が二度と出ないように、「墜落制止用器具（旧呼称：安全帯）の適正な使用の徹底」、「職長（作業中の労働者を直接指揮監督する者）等の確実な職務励行」並びに「墜落制止用器具の法改正による経過措置期間満了後の取扱い」等、様々な墜落防止対策に必要な知識や重要な情報を広く事業者にも周知・啓発し、自主的な安全活動の促進につながるよう「動機づけ支援」として展開してまいります。

当局において、既に3月中に「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という。）を策定し、労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体、労働者団体等39団体に対して、実施要綱に掲げる取組事項について、文書による協力要請を行っております。実施期間中は、「労働局長による建設安全パトロール（7月予定）」、「高所作業における意識調査」や「労働基準監督署による監督指導、個別指導」を実施します。またキャンペーン周知・啓発用リーフレット（別添）を安全大会、説明会、関係団体の総会等、あらゆる機会と捉えて配布し、一人でも多くの関係者に墜落防止対策の重要性を周知・啓発してまいります。

兵庫労働局ホームページには、「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を掲載しております。

「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開します!

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html

【キャンペーン期間中に労働局・労働基準監督署が取り組む事項】

- (1) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の周知
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する協力要請
- (3) 監督指導及び個別指導の実施
- (4) 労働局長、労働基準部長並びに労働基準監督署長による安全パトロールの実施
- (5) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部及び各分会との合同パトロールの実施
- (6) 公共工事発注機関との合同パトロールの実施
- (7) 墜落制止用器具、保護帽等の安全保護具製造者との連携による説明会の実施
- (8) 外部資源による集団支援、個別支援の活用の促進
- (9) 実施要綱にある「事業者が行う墜落・転落災害防止対策に係る実施事項」及び「業種の特性に応じた墜落・転落災害防止対策に係る実施事項」に関する指導
- (10) 法第 60 条に定める職長教育の受講に関する指導
- (11) 職長等の能力向上教育に準じた教育の受講の勧奨
- (12) 「既存不適合機械等更新支援補助金事業（墜落制止用器具の買い換えのための補助金）」の制度の周知及び活用の促進
- (13) 高所作業に関する意識調査（自主点検）の実施（6月：全国安全週間準備期間に実施）
- (14) キャンペーン啓発用リーフレットの作成
- (15) 広報の実施

【既に労働局が取り組んでいる事項】

- 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱を策定しました。
- 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等（以下「関係団体」という。）39団体の長あてに兵庫労働局長名による取組協力要請文書を発出しました。（3/29 発出）
- 関係団体が実施する安全大会、説明会、会議等、あらゆる機会にキャンペーン期間中の取組事項を周知・啓発しています。
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業（墜落制止用器具の買い換えのための補助金）」の制度の周知をしています。
- キャンペーン啓発用リーフレットを作成し、配布中です。（兵庫労働局ホームページに掲載しています。）
- 広報を実施しています。

「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開します！

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html



兵庫労働局ホームページQRコード

<「墜落・転落」による死亡災害発生状況概要>（令和２年）

（１）死亡者数

- ・ 全産業 …… 死亡者数 12 人（令和元年比 3 人増加（9 人→12 人（+33.3%））
- ・ 業種別 …… 建設業（7 人）、製造業（1 人）、港湾荷役業（1 人）、畜産業（1 人）、警備業（1 人）、ゴルフ場業（1 人）で発生。
- ・ 建設業 …… 死亡者数 7 人（令和元年比 3 人増加（4 人→7 人（+75.0%））
（建設業の 7 人は、全国ワースト 1 でありました。）
- ・ 年齢別 …… 10 歳代（1 人）、20 歳代（2 人）、40 歳代（3 人）、50 歳代（3 人）、60 歳代（1 人）、70 歳代（2 人）
- ・ 経験年数 …… 20 年以上（6 人）、1 年以上 3 年未満（2 人）、その他の年数（4 人）
（ベテラン労働者の死亡が最も多い）
- ・ 一人作業の別 …… 8 人（66.7%）
- ・ 墜落制止器具の使用状況 …… 11 人が不使用（1 人は高さ 40m から墜落のため不明）

（２）死亡労働災害発生事例

	被害	災害事例
1	40 歳代 解体工	廃止したクレーンの頂部でガス溶断により解体作業中、作業手順を誤り、クレーンが崩壊、高さ 40m から地上へ墜落。
2	50 歳代 現場監督	機械装置組立用の仮設足場の点検のため、当該足場の作業床を歩行中、作業床の無い箇所から 1.95m 下へ墜落。
3	20 歳代 とび工	足場の解体作業中、12 段目の作業床（高さ約 20m）から地上へ墜落。
4	50 歳代 警備員	警報を受けた警備員が、契約先の敷地内で移動式足場から墜落。
5	50 歳代 管理者	天井裏にある温度計の撤去のため、建屋の天井裏で作業中、天井板を踏み抜き、高さ 10m から墜落。
6	70 歳代 作業員	敷地内のフェンスからはみ出した枝を伐採中、排水路に架け渡した足場板が跳ねて 2.6m 下へ墜落。
7	20 歳代 作業員	コンテナの倒壊防止金具の取り外し作業中、作業構台からコンテナからへ移動する際、高さ 5.3m から墜落。
8	40 歳代 土工	ドラグショベルのバケットに労働者を搭乗させ、堰堤のコンクリート打設用型枠の内側から外側へ運搬中、高さ 2.8m から墜落。
9	40 歳代 とび工	8 階の屋上で解体作業に伴う鉄筋のガス溶断作業を行っていたところ、高さ 20m から墜落。
10	60 歳代 作業員	家屋の屋根の張替え作業で、新しい下地材を仮置きしていたところ、高さ 5.1m の軒先から墜落。
11	10 歳代 作業員	馬の調教を終えて厩舎へ戻るとき、急に走り出した馬が馬道を曲がれず、フェンスに衝突した拍子に 5.3m 下まで墜落。
12	70 歳代 土工	立坑内に穿孔機を下す作業で、立坑のタラップに穿孔機が接触しないよう介助しながらタラップを降りていたところ、高さ 15m から墜落。

※「墜落・転落」災害とは、人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいいます。

（出典「労働災害分類の手引き」中央労働災害防止協会編集）

「墜落・転落」災害による死亡災害の分析結果（発生原因）
（墜落制止用器具の使用状況や職長の職務に関する事項）

- 墜落制止用器具や保護帽（ヘルメット）を未装着のまま高所作業に従事することを容認。
 - … 基本的な安全装備が未装着のまま高所作業を行い被災した事例があります。
（キャンペーン期間中に「高所作業における意識調査」を実施します。）
 - … 建設業以外の業種では、日頃、高所作業を行うことがないため、墜落防止対策の知識不足や安全装備が揃えない中、労働者の注意力に依存し、墜落しています。
- 高所作業中の労働者が、墜落制止用器具を使用しない状況を容認。
 - … 墜落制止用器具のフックをどこにも掛けないまま高所作業が行われていました。
（一人作業の労働者は、墜落制止用器具の使用・不使用を労働者任せとなる。）
 - … 「墜落・転落」災害が発生した建設現場では、法違反の状況が慣習化し、基本的な安全措置の不履行が容認される状況にありました。
- 職長や作業主任者という労働者を直接指揮監督する立場にある職員が、高所作業中の労働者の墜落制止用器具の使用状況を十分監視していない。
 - … 作業開始前の事前確認不足、作業開始前ミーティング時の情報の不伝達（フックを掛ける箇所の事前確認不足）、相互チェック等が十分行われていませんでした。

（添付資料）

- ・「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」周知・啓発用リーフレット
- ・「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！

STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン

— 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 —

【実施期間 令和3年4月1日～12月31日】

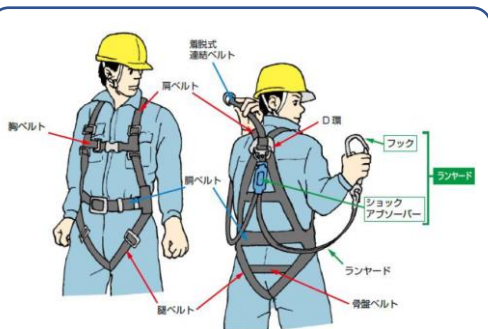
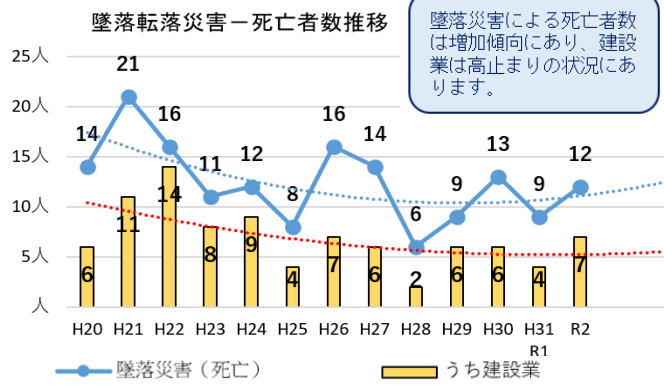


兵庫労働局HP

兵庫県下における令和2年に発生した労働災害の死亡者は34人、うち「墜落・転落」災害による死亡者は12人(35.3%)で、事故の型別ではもっとも多く発生しました。

「墜落・転落」災害は、一人作業の時に多く発生しており、労働者を直接指揮する立場の職長や作業主任者等において、墜落制止用器具（安全帯）の使用状況を十分確認していない（相互チェック不足）ことも一因となっています。

兵庫労働局は、働く人が、墜落防止対策が十分講じられない環境下で高所から墜落することを未然に防止するため、事業者に対し、具体的な墜落防止対策、墜落制止用器具の重要性、職長等の職務履行の徹底など、墜落防止対策の重要性を発信し、事業場の自主的な安全衛生活動の促進につなぐ『高所作業の安全対策の動機づけ支援』として、『STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン』を実施してまいります。



フルハーネス型墜落制止用器具



令和2年に兵庫県内の建設業で発生した「墜落・転落」災害による死亡者数7人は、**全国ワースト1です！**

命を守るため、必ず墜落制止用器具を使用しましょう！

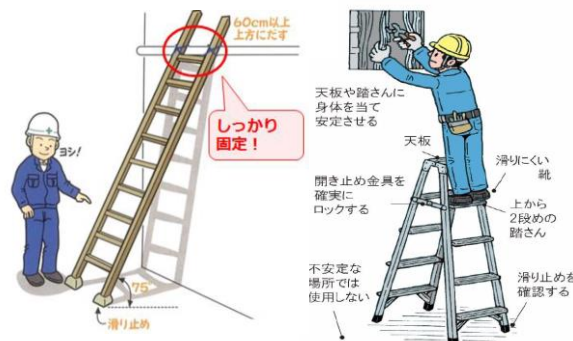
令和4年（2022年）1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具（安全帯）が使用禁止となります！！

■ 高所作業を行う場合は「墜落制止用器具」（安全帯）のフック（コネクタ）を必ず、丈夫な設備に掛けましょう！

■ フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう！

■ 「職長」、「作業主任者」等は、労働者を指揮監督する重要な役割をもつ「安全のキーマン」です。墜落制止用器具の使用状況をしっかり確認しましょう！

■ 建設業では、現場入場後、一週間以内に死亡するケースが多発しています！（令和2年：7人、令和元年：8人）「新規入場者教育」を形骸化せず、確実に実施しましょう！



はしご、脚立作業時の注意事項

「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱

－ 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 －

1 趣旨

兵庫労働局は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（計画期間：平成30年度から令和4年度まで）」により、計画期間中の労働災害による死亡者数を平成29年と比較して15%以上減少（25人以下）、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少（4,554人以下）をさせることを目標とし、労働災害防止対策を推進しています。

令和2年は、急増する死亡災害の発生に対して、11月20日から年末年始にかけて取り組んだ「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」により、一定の歯止めはかったものの、死亡者数は34人（死亡災害速報値）であり、なかでも最も多く発生した「墜落・転落」災害によって、12人の労働者の尊い命が失われました。

「墜落・転落」災害は、職長や作業中の労働者を直接指揮監督する者（以下「職長等」という。）又は作業主任者が、労働者の墜落制止用器具※（旧呼称：安全帯）の使用を十分監視しない状況のなか、一人作業の労働者が高所から墜落する傾向が多くみられます。中には高所作業を行うにも拘わらず、墜落制止用器具や保護帽（墜落時保護用のもの。以下同じ。）が未装着であっても作業を容認する状況もあり、「墜落・転落」災害は、未だに労働安全衛生法（以下「法」という。）が遵守されておらず、また基本的な安全対策が講じられないことによって発生しています。

兵庫県下の職場において、これ以上、「墜落・転落」災害による死亡災害を発生させないため、兵庫労働局では、労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、4月から「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開することをもって、墜落・転落災害防止対策、墜落制止用器具の適正な使用、職長等の重要性の周知を行う等、事業者の自主的安全衛生活動の促進につながる“高所作業の安全対策の取組への動機づけ”を図り、更なる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととします。

※ 平成30年6月に公布された改正労働安全衛生法施行令において、安全帯の名称は「墜落制止用器具」に改正されたので、本実施要綱では「墜落制止用器具」と表記する。

2 実施期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人 兵庫労働基準連合会
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫支部
日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部
RSTトレーナー会

5 主唱者の実施事項

- 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の周知
- 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する協力要請
- 監督指導及び個別指導の実施
- 労働局長、労働基準部長並びに労働基準監督署長による安全パトロールの実施
- 建設業労働災害防止協会兵庫県支部及び各分会との合同パトロールの実施
- 公共工事発注機関との合同パトロールの実施
- 墜落制止用器具、保護帽等の安全保護具製造者との連携による説明会の実施
- 外部資源による集団支援、個別支援の活用を促進
- 実施要綱7及び8の事項に関する指導
- 法第60条に定める職長教育（以下「職長教育」という。）の受講に関する指導
- 職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長再教育」という。）の受講の勧奨
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業（墜落制止用器具の買い換えのための補助金）」の制度の周知及び活用の促進
- 高所作業に関する意識調査（自主点検）の実施
- キャンペーン啓発用リーフレットの作成
- 広報の実施

6 労働災害防止団体、関係機関等の実施事項

- 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の会員事業場への周知
- 実施要綱7及び8に掲げる事項に関する支援
- 安全パトロールの実施
- 会員事業場が実施する墜落・転落災害防止対策への指導援助
- 職長教育及び職長再教育の受講に関する機会の確保
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業」の活用の促進
- 労働局が実施する高所作業に関する意識調査（自主点検）への協力
- 広報誌、ホームページ等への実施要綱等の掲載
- 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の支援

7 事業者が行う墜落・転落災害防止対策に係る実施事項

- 経営トップによる安全衛生方針表明及び職場の安全意識の高揚
- 高所作業におけるリスクアセスメントの実施並びに残留リスクの対応
- 墜落・転落災害防止に対する基本的な安全対策の実施
 - 丈夫な作業床、手すり並びに親綱等の設置
 - 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の確実な使用の徹底
 - 高所における手すり、柵等の取り付け、並びに取り外し箇所の即時復旧
 - 高所作業実施前における作業手順の確認並びに連絡調整
 - 高所作業に対する安全教育の実施
 - 作業手順の遵守状況の確認
- 安全に昇降するための昇降設備の使用の徹底
- はしご、脚立等を使用した作業における墜落・転落災害防止対策の実施
- 職長教育又は職長再教育未受講者に対する教育の受講の促進
- 職長教育の講師の養成
- 職長、作業主任者等による確実な職務の励行
- 一人作業における安全対策の徹底
- 高齢労働者、未熟練労働者の適正な配置への配慮
- 職場巡視による墜落制止用器具の使用状況の確認
- 外部機関が行う集団支援又は個別支援の活用
- 労働安全コンサルタント等の専門家を活用した安全衛生水準の向上
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業」を活用したフルハーネス型墜落制止用器具※の買換の促進
- 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

8 業種の特性に応じた墜落・転落災害防止対策に係る実施事項

- 建設業における実施事項
 - 足場等からの墜落・転落災害防止対策の実施
 - 手すり先行工法、足場先行工法の積極的な採用
 - 足場からの墜落転落防止措置並びにスレート等の踏み抜き防止措置の徹底
 - 足場の点検の実施（不備な箇所の即時復旧）
 - 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の確実な励行
 - 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
 - 職長教育の実施並びに確実な職務の励行
 - 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底並びに関係請負人における法令遵守の徹底
 - 混在作業における適正な作業計画の作成と連絡調整の徹底
 - 新規入場者教育（一人親方等を含む。）の確実な実施と教育の形骸化の防止
- 製造業における実施事項
 - 高所での機械の点検・掃除等における墜落・転落災害防止対策の実施
 - 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
 - 職長教育の実施並びに確実な職務の励行
 - 高所作業における保護帽の正しい着用の徹底
- 林業における実施事項
 - 立木の枝払い作業等における墜落・転落災害防止対策の確実な実施
 - 適切な作業方法の実施
 - U字吊り器具とフルハーネス型墜落制止用器具の併用による墜落・転落災害防止対策の推奨
 - 高所作業における保護帽の確実な着用の徹底
- 陸上貨物運送事業における実施事項
 - 車両の荷台等からの墜落・転落災害防止対策の確実な実施
 - 運転席の乗降時における三点支持の徹底
 - 高所作業における保護帽の正しい着用の徹底
- 第三次産業及びその他の業種における実施事項
 - 階段の安全な昇降のため、物の放置の防止、十分な明るさ（照度）の確保、昇降時の注意を促す標識の設置等、墜落・転落災害防止のための必要な措置の実施
 - キャスター付き椅子の踏み台利用の禁止

9 フルハーネス型墜落制止用器具及び保護帽の適正使用の徹底

- 二丁掛け※の推奨及び一定の高さ以上の高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底
- フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育を必要とする労働者に対して確実に特別教育を実施
- 墜落制止用器具及び保護帽の機能の点検並びに不良品の交換等、適正な保守・管理を実施
- 令和4年（2022年）1月2日以降において、旧構造規格による墜落制止用器具（安全帯）の使用の禁止を徹底し、現構造規格（平成31年1月25日付厚生労働省告示第11号）を具備する墜落制止用器具の使用を徹底

10 職長等による職務の確実な励行

職長等又は作業主任者は、“安全衛生のキーマン”として重要な立場にあることを理解し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための必要な事項等における職務の確実な励行

※ 「フルハーネス型墜落制止用器具」とは、墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

※ 「二丁掛け」とは、墜落制止用器具の2本のランヤードを交互に掛け替えることにより、常に構造物とランヤード間が連結され、高所での不使用状態を無くし、墜落の危険性を回避し、安全性を向上させるもの。

「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱
ー 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 ー

1 趣旨

兵庫労働局は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（計画期間：平成30年度から令和4年度まで）」により、計画期間中の労働災害による死亡者数を平成29年と比較して15%以上減少（25人以下）、休業4日以上之死傷者数を5%以上減少（4,554人以下）させることを目標とし、労働災害防止対策を推進しています。

令和2年は、急増する死亡災害の発生に対して、11月20日から年末年始にかけて取り組んだ「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」により、一定の歯止めはかかったものの、死亡者数は34人（死亡災害速報値）であり、なかでも最も多く発生した「墜落・転落」災害によって、12人の労働者の尊い命が失われました。

「墜落・転落」災害は、職長や作業中の労働者を直接指揮監督する者（以下「職長等」という。）又は作業主任者が、労働者の墜落制止用器具※（旧呼称：安全帯）の使用を十分監視しない状況のなか、一人作業の労働者が高所から墜落する傾向が多くみられます。中には高所作業を行うにも拘わらず、墜落制止用器具や保護帽（墜落時保護用のもの。以下同じ。）が未装着であっても作業を容認する状況もあり、「墜落・転落」災害は、未だに労働安全衛生法（以下「法」という。）が遵守されておらず、また基本的な安全対策が講じられないことによって発生しています。

兵庫県下の職場において、これ以上、「墜落・転落」災害による死亡災害を発生させないため、兵庫労働局では、労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、4月から「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開することをもって、墜落・転落災害防止対策、墜落制止用器具の適正な使用、職長等の重要性の周知を行う等、事業者の自主的安全衛生活動の促進につながる“高所作業の安全対策の取組への動機づけ”を図り、更なる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととします。

※ 平成30年6月に公布された改正労働安全衛生法施行令において、安全帯の名称は「墜落制止用器具」に改正されたので、本実施要綱では「墜落制止用器具」と表記する。

2 実施期間 令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人 兵庫労働基準連合会

建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫支部
日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部
R S T トレーナー会

5 主唱者の実施事項

- (1) 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の周知
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する協力要請
- (3) 監督指導及び個別指導の実施
- (4) 労働局長、労働基準部長並びに労働基準監督署長による安全パトロールの実施
- (5) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部及び各分会との合同パトロールの実施
- (6) 公共工事発注機関との合同パトロールの実施
- (7) 墜落制止用器具、保護帽等の安全保護具製造者との連携による説明会の実施
- (8) 外部資源による集団支援、個別支援の活用促進
- (9) 実施要綱7及び8の事項に関する指導
- (10) 法第60条に定める職長教育（以下「職長教育」という。）の受講に関する指導
- (11) 職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長再教育」という。）の受講の勧奨
- (12) 「既存不適合機械等更新支援補助金事業（墜落制止用器具の買い換えのための補助金）」の制度の周知及び活用促進
- (13) 高所作業に関する意識調査（自主点検）の実施
- (14) キャンペーン啓発用リーフレットの作成
- (15) 広報の実施

6 労働災害防止団体、関係機関等の実施事項

- (1) 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の会員事業場への周知
- (2) 実施要綱7及び8に掲げる事項に関する支援
- (3) 安全パトロールの実施
- (4) 会員事業場が実施する墜落・転落災害防止対策への指導援助
- (5) 職長教育及び職長再教育の受講に関する機会の確保
- (6) 「既存不適合機械等更新支援補助金事業」の活用促進
- (7) 労働局が実施する高所作業に関する意識調査（自主点検）への協力
- (8) 広報誌、ホームページ等への実施要綱等の掲載
- (9) 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の支援

7 事業者が行う墜落・転落災害防止対策に係る実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針表明及び職場の安全意識の高揚
- (2) 高所作業におけるリスクアセスメントの実施並びに残留リスクの対応
- (3) 墜落・転落災害防止に対する基本的な安全対策の実施
 - ア 丈夫な作業床、手すり並びに親綱等の設置
 - イ 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の確実な使用の徹底
 - ウ 高所における手すり、柵等の取り付け、並びに取り外し箇所 の即時復旧
 - エ 高所作業実施前における作業手順の確認並びに連絡調整
 - オ 高所作業に対する安全教育の実施
 - カ 作業手順の遵守状況の確認
- (4) 安全に昇降するための昇降設備の使用の徹底
- (5) はしご、脚立等を使用した作業における墜落・転落災害防止対策の実施
- (6) 職長教育又は職長再教育未受講者に対する教育の受講の促進
- (7) 職長教育の講師の養成
- (8) 職長、作業主任者等による確実な職務の励行
- (9) 一人作業における安全対策の徹底
- (10) 高年齢労働者、未熟練労働者の適正な配置への配慮
- (11) 職場巡視による墜落制止用器具の使用状況の確認
- (12) 外部機関が行う集団支援又は個別支援の活用
- (13) 労働安全コンサルタント等の専門家を活用した安全衛生水準の向上
- (14) 「既存不適合機械等更新支援補助金事業」を活用したフルハーネス型墜落制止用器具*の買換の促進
- (15) 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

8 業種の特性に応じた墜落・転落災害防止対策に係る実施事項

- (1) 建設業における実施事項
 - ア 足場等からの墜落・転落災害防止対策の実施
 - イ 手すり先行工法、足場先行工法の積極的な採用
 - ウ 足場からの墜落転落防止措置並びにスレート等の踏み抜き防止措置の徹底
 - エ 足場の点検の実施（不備な箇所 の即時復旧）
 - オ 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の確実な励行
 - カ 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
 - キ 職長教育の実施並びに確実な職務の励行
 - ク 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底並びに関係請負人における法令遵守の徹底
 - ケ 混在作業における適正な作業計画の作成と連絡調整の徹底
 - コ 新規入場者教育（一人親方等を含む。）の確実な実施と教育の形骸化の防止
- (2) 製造業における実施事項
 - ア 高所での機械の点検・掃除等における墜落・転落災害防止対策の実施

イ 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底

ウ 職長教育の実施並びに確実な職務の励行

エ 高所作業における保護帽の正しい着用の徹底

（３）林業における実施事項

ア 立木の枝払い作業等における墜落・転落災害防止対策の確実な実施

イ 適切な作業方法の実施

ウ U字吊り器具とフルハーネス型墜落制止用器具の併用による墜落・転落災害防止対策の推奨

エ 高所作業における保護帽の確実な着用の徹底

（４）陸上貨物運送事業における実施事項

ア 車両の荷台等からの墜落・転落災害防止対策の確実な実施

イ 運転席の乗降時における三点支持の徹底

ウ 高所作業における保護帽の正しい着用の徹底

（５）第三次産業及びその他の業種における実施事項

ア 階段の安全な昇降のため、物の放置の防止、十分な明るさ（照度）の確保、昇降時の注意を促す標識の設置等、墜落・転落災害防止のための必要な措置の実施

イ キャスター付き椅子の踏み台利用の禁止

９ フルハーネス型墜落制止用器具及び保護帽の適正使用の徹底

（１）二丁掛け※の推奨及び一定の高さ以上の高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底

（２）フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育を必要とする労働者に対して確実に特別教育を実施

（３）墜落制止用器具及び保護帽の機能の点検並びに不良品の交換等、適正な保守・管理を実施

（４）令和４年（２０２２年）１月２日以降において、旧構造規格による墜落制止用器具（安全帯）の使用の禁止を徹底し、現構造規格（平成３１年１月２５日付厚生労働省告示第１１号）を具備する墜落制止用器具の使用を徹底

１０ 職長等による職務の確実な励行

職長等又は作業主任者は、“安全衛生のキーマン”として重要な立場にあることを理解し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための必要な事項等における職務の確実な励行

※「フルハーネス型墜落制止用器具」とは、墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

※「二丁掛け」とは、墜落制止用器具の２本のランヤードを交互に掛け替えることにより、常に構造物とランヤード間が連結され、高所での不使用状態を無くし、墜落の危険性を回避し、安全性を向上させるもの。